

2020年 民事系科目 英1問

第1. 設問1 について

前提事実の整理としてOKです。

1. 売買代金債権の譲受人の主張と買主の反論について

Cは、令和2年5月20日のA-B間の契約①によって6000万円の代金
支払請求権が発生したと、そのうち5000万円について令和2年7月25日に
AからCに債権譲渡されたことを主張して、Bに支払請求できる。
CはAからBへの債権譲渡通知が同年7月30日にBに到達したこと
により、債務者対抗要件(467条1項)を具備している。

これに対し、Bは、Cの対抗要件具備時までにAに対して生じた
事由をもって、Cに対抗することができ(468条1項)。

2. 代金減額請求について

Bに引き渡されたZ建物が契約①で合意された防音性能を備えていない
ことは、目的物の品質に関する契約不適合(562条1項)にあたる。

令和2年10月10日、Bは契約①で定められた防音性能をZ建物に備え
させるための工事の手配をAに求めたが、Aからは応答がなかった。そこで、

Bはその工事費用につき、不適合の程度に応じた代金減額として、
Aに請求できる(563条1項)。Bは代金減額の効果はAに対する
代金減額請求の意思表示によって発生したとCに主張しうる。

Cは反論として、防音性能の不備はBの帰責事由(563条3項)による
とはいえないが、BはAに相当期間を定めて催告(563条1項)していない
と主張することができ。

これに対してBは、Aに催告しても履行の遅延を受ける見込みが
ないことが明らかであるとして、相当期間を定めた催告をせず、
代金減額請求できると主張しうる(563条2項4号) OKです。

3. 債権譲渡の対抗要件具備時までに生じた事由について

検討されている内容
の概要としてはOK
ですが、代金減額請
求が認められる要件
等も整理しながら論
じられると良いかと
思います。

Cは、Bの損害賠償通知の到達時刻に代金減額請求をし、
ことから、対抗要件具備時刻に譲渡人に対して生じた事象と同一であると
反論することが考えられる。

これに対して、Bは、代金減額請求の原因である乙建物の防音性能
OKです。の不備は、対抗要件具備時刻以前に、契約の締結時点で
すでに存在していたことと理由に再反論することができると主張される(46条2項)

4. 契約不適合と理由とする損害賠償請求について

Bは代金減額請求(上述2)の他に、損害賠償を請求することも
可能である(564条、415条1項)。そこには、代金減額請求の請求と
なる防音性能を乙建物に備えさせるための工事費用のほか、乙建物の
合意された防音性能を備えていなかったことから、Bが左隣の練習のために

他の場所を借りた費用等(416条1項)、防音性能を
備えた乙建物を用いてBが取得した逸失利益等(416条2項)が含まれる。
さらに、Bは、契約の合意された防音性能を乙建物に備えさせる建築
工事の費用も、代金減額請求(上述2)によらずに、損害賠償として
Aに請求することも考えられる(564条、415条1項)。

Cは建築工事における損害賠償請求は相当期間を定めた催告を
要件とせず、売主の建物の瑕疵を奪うために認められないと反論することが
考えられる(564条、415条2項)。この反論は成立し得るでしょうか。

これに対して、Bは、損害賠償請求は代金減額請求と異なり、
売主の帰責事由を要件とし(415条1項ただし書)、催告なしに
認められると主張できる。

5. 損害賠償請求権を自働債権とする譲受債権との相殺について

BはCの代金減額請求に対し、損害賠償請求権(上述4)を自働
債権とし、代金支払請求権を受働債権とする相殺を主張しうる。

これを検討
するに当
たって、何
故検討する
のかをはっ
きりさせて
おくことが
重要です。
具体的に
は、この後
に検討して
いる相殺の
主張が検討
の趣旨だと思
うので、
この点につ
いて先に述
べておきた
いところだ
す。

この部分
です。

これに対し、CはBの損害賠償請求権はZ建物の引渡時に発生し、Cの対抗要件具備時より後に取得しているから、これと自働債権とする相殺はできないと主張しうる(469条1項)。

それに対しては、Bは、同損害賠償請求権は、Z建物の瑕疵担保の不備に起因するものであり、対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権である(469条2項1号)。またはCの残代金債権の発生原因と同じ契約に基づいて生じた債権(同項2号)であることから、なおも相殺をもってCに対抗することができると考えられる。最終結論を記載しましょう。

第2. 疑問2について

1. 法定通行権(下掲④の発言)について 問いの番号を書きましょう。

(1) a部分の法定通行権について

甲土地は、わが元々所有していた土地の一部を分割してAに譲渡した結果、
OKです。 袋地となったものであるから、袋地所有者Aは団塊地通行権として分割者のBの丙土地を無償で通行することができる(213条27項、1項後段)。

Bはa部分につき、Aが取得したこの無償通行権を甲土地(袋地)の所有権と共に取得したと主張すると考えられる。

これは、Bが一部譲渡によって袋地を取得したAはこの無償通行権を主張できるが、Aからの転得者Bはこれを主張できない。仮にBも主張できるとしても、Bは甲土地の所有権移転登記を備えていないから、Bは

Bと甲土地所有者とは認めず、従ってBにはa部分の通行権がないと反論すると考えられる。この部分については、ある程度簡潔で大丈夫かと思われます。各文による加減はできないでしょう。

これに対して、Bは団塊地通行権は袋地と団塊地との物理的関係によって法律上当然に認められ、袋地に物理的に隣接する権能であるから、

袋地の譲渡に伴って随伴し、団塊地の所有者もこれを享受すること、団塊地の所有者は袋地の支配を争うものでなく、袋地所有権の移転登記

の欠缺を主張する正当な利益をもつ第三者(177条)とはいえぬから、登記を備えていなくとも、袋地の所有者が必ず「囲繞地通行権」を主張(うると主張できる)。

(2) C部分の法定通行権について

5 囲繞地通行権の権利行使方法は、袋地所有者に「必要」で、
指摘OKです。 所有者の「損害が最小となる」ものでなければならぬ(211条1項)、それは袋地と袋地の間隔地の用途によって異なる。甲土地は宅地として建物の

(住居)が存在し、Bにとって日常生活上、自動車による通行は必要である

こと、自動車通行を認めることによって甘んじられる不利益は花壇としての利用に

10 となることから、Bは自動車によるC部分の法定通行権を主張するべきである。

これに対しては、甲土地は公道から徒歩圏であり、BはAから徒歩圏

自動車通行を内容とし
ない、というより、C全
体を内容とし、という
イメージです。

後も徒歩でA部分を利用しており、自動車通行を内容とする通行権が成立

していたと反論することも考えられる。また、Bが自動車通行の目的でC部分に

15 通行地役権を設定する契約②を締結し、年2万円の支払いを合意したにも

関わらず、約1年後に一方的に支払いを止め、BはC部分の法定通行権を主張

することは、法定通行権の主張となる。自らした合意を一方的に反悔し、

それを補う主張であるから、信義則(1条2項)に反して認められないと

反論することもできる。結論はどうなるでしょうか。

2. 地役権設定契約の法的性質と解除の可否について

(1) Bの主張について

問いの番号を書きましょう。

地役権は永小作権(270条)と異なり、対価支払を要素とせず、

対価支払の合意をしても登記方法がない。従って、契約②における対価

支払合意はB・C間の債権的合意にとどまり、物権である地役権を設定

する物権契約(176条)の内容になっていない。一斉、地役権を登記表示に

よって設定したため、地役権設定契約における債務を負っている。

すいゆえ、AはBの対価支払義務の不履行を理由に地役権設定契約を
解除することはできないとBは主張すると考えられる。というのも、債務不履行
を理由とする契約解除(541条、542条)の制度は、双務契約の当事者の
整理OKです。一方、その債務を履行しない場合に、他方が既履行債務の原状回復を
求め、未履行債務の履行を要することにより、損害を回復し、当事者
間の公平を確保する趣旨をもつ(545条1項)。しかし地役権設定
契約は双務契約ではなく、AはBの年2回支払債務と対価関係に
立つ債務を負っていないから、催告解除(541条)によって地役権を消滅
させることはできない。[事実]に下線部④のBの主張は、このこと
をいうものと解される。

(2) Aの主張について

これに対し、物権契約としての地役権設定契約(196条)は、承継地
所有者に地役権設定を義務づける債権契約の履行として行われ、対価
支払の合意はこの債権契約の内容に含まれていると解釈することもできる。
他方、Aもこの債権契約で地役権を設定する義務を負うから、それ
直ちに履行しないでもAは債務を負っている。しかし、Bは対価支払義務
整理OKです。を履行していないから、AはBの債務不履行を理由にこの債権契約を解除
し、その原状回復(545条1項本文)として、物権契約が設定した地役権の
消滅を主張できる。[事実]に下線部④前半におけるAの主張は
このことをいうものと解される。

また、[事実]に下線部⑤後半のAの主張は債務不履行を理由とする
法定解除の趣旨に照らしAの主張(上述(1))を承認しつつ、地役権設定
契約では設定者Aも債務を負っていることを根拠とするものである。すなわち、
通行地役権を設定する契約②では、設定者Aも地役権者Bの通行を
認容する義務を負い、Bの対価支払義務とAの認容義務は対価関係に

ここも整理OKです。

これを踏まえて、結論はどうなるでしょうか。

立つことから、Bが対応支払義務を履行しない場合、Aは契約②で
催告解除し(541条)、地役権を消滅させて、通行の認容義務から
解放されるとAは主張することができる。

矢3. 設問3について。

1. 配偶者の一方による無権代理行為の効果の他方配偶者の帰属について

(1) 契約③の締結から2週間後、Eは盗心も建決拒絶もしないまま死亡

した。配偶者Fは相続を放棄し、血族相続人G(889条2款2号)は

E死亡から1か月後、Eの銀行現金を解約してEの医療費を返済し(421条

1号本文により法定単純承認となる)、**丁土地を含むEの財産を単独相続**

した。BのGに対する丁土地の所有権移転登記手続請求(560条)に対し、

Gは契約③の追認を拒絶して(110条)、これを拒むと考えられる。

これに対し、Bは、長期入院中Eの財産管理を行っていたFは、Eから

黙示的に代理権を授けられていたとして、これを基本代理権とする110条の

適用を主張する。BはFが提示したEの実印を押した委任状と

印鑑証明書を見て、丁土地売却がFの代理権の範囲内であると信じた

ことに正当な理由があったとする。

それに対しては、Gは、丁土地はEの特有財産であり、2000万円という

高価な財産取引であること、Fが夫Eの実印等を持ち出して委任状を作成し、

印鑑証明書を入手することは容易であるから、BはFの代理権についてEに

確認すべきであり、それを怠ったFには正当な理由が認められないと

反論するところから考える。

これにおいてBは、Eが入院中の療中で、医療費が必要であることを

FがBに告げたことから、妻が取り扱うのは通常と考えてEに確認

しなかったと反論することが考えられる。

(2) Eからの代理権授けが認められない場合でも、契約③がE-F夫婦の

この後に検討されていま
すが、双方の主張の整理
の中に、日常家事債務に
関する検討も当然含まれ
てくるので、ここでも整
理をして欲しいです。

指摘OK
です。

	日常家事に関する法律行為にあてれば、Fは代理権をもつと解され、
	Fの代理行為の効果はEに帰属する(761条本文)。日常家事に関する
	法律行為にあてられ否かは、個々の夫婦の事情、法律行為の種類、
	性質等を考慮して判断される。E-F夫婦の場合、もっぱらEの医療費
5	にあてるための土地売却はそれにあたりうるとしても、丁土地売却はGの事業
	資金にあてる目的もあり、E-Fの日常家事の範囲を超えていると解される。
	(3) その場合であっても、Bにおいて契約③がE-F夫婦の日常家事に肉付する
	行為の範囲内に属すると認めたことに正当理由があったことを主張・立証
	すれば、110条の趣旨を類推適用して、その効果がEに帰属することとBは
10	主張うる。そのためにBは、Fが上述(1)の善性状と価値は研査を用いて
	契約③を締結したことに加え、FからEが入院加療中でその医療費が必要
	であると認め、そのためにFがEを代理して丁土地を売却することは、E-F夫婦
	の日常家事に肉付する法律行為の範囲内であると主張すると考えられる。
	2. 無権代理行為の本人と相続人等三者による追認拒絶について
15	仮にFによる丁土地売却の効果がEに帰属しないとしても、Eを相続した
	Gによる追認拒絶(113条)の可否を検討する余地がある。
	共同相続人F-Gのうち、無権代理人Fが相続放棄したことから、Gが丁土地
	を含むEの財産を単独相続した。この場合、BがGに無権代理行為
	の追認を求めても、G自身が無権代理行為をしたのでない以上、無権代理
20	行為が当然に有効となるものではなく、追認拒絶をしても信義則
	(1条2項)に反しないとGは主張できると考えられる。
	これに對してBは、丁土地の売却にはG自身も賛成し、契約③にも同意
	し、手付金の半額をG自ら受領しており、Gが追認拒絶することは、自己の
	先行行為と矛盾する主張であり、信義則(1条2項)に反して許されな
	いと主張するとは考えられる。

結論はどうなるでしょうか。

主張の整理はよいのですが、いずれも結論部分が抜けています。

次 上